**消防署東支署会議室の使用について**

**１．趣旨**

**市民に親しまれ開かれた消防庁舎を目的に、消防署東支署の会議室を消防業務等に支障のない**

**範囲で町内会等の市民活動に開放します。**

**２．使用できるもの**

**会議室の使用は、市民活動に関する会議、防火・防災に関する研修及び救命講習とします。**

**３．使用できる会議室**

**使用できる会議室は、１階の会議室で広さ６３平方メートル、最大席数は３０席です。**

**４．使用できる日時**

**会議室を使用できる日は、年末・年始の休暇日（１２月２９日から翌年１月３日まで）を除い**

**た日で、原則、次の時間帯とし準備や後片付けを含む時間とします。**

**ただし、消防署及び消防団の研修・訓練等で使用する場合など、使用できない場合があります**

**ので事前にお問い合わせください。**

|  |  |
| --- | --- |
|  | **使　用　時　間** |
| **午　前** | **９時３０分から１２時００分まで** | **２時間３０分** |
| **午　後** | **①１３時００分から１５時００分まで** | **２時間** |
| **②１５時００分から１７時００分まで** | **２時間** |
| **③１８時００分から２０時００分まで** | **２時間** |

**５．使用申請**

**申請書（消防庁舎会議室使用申請書兼決定書）に必要事項を記入し、使用日の１か月前の日から使用日の１週間前までに消防署に提出してください。FAXやメールでの申し込みも可能です。**

|  |
| --- |
| **▷直接の申し込みは、次の消防署、支署へ****・消防本部・消防署（登別市中央町６丁目１１番地　市役所第二庁舎２階）****・消防署東支署　　（登別市中登別町２０７番地）****・消防署鷲別支署　（登別市鷲別町３丁目５番地）****▷ＦＡＸでの申し込みは、８４－２１２２へ****▷メールでの申し込みは、east-firestation@city.noboribetsu.lg.jp** |

**６．使用できないもの**

**（１）使用目的と異なる目的で使用するとき**

**（２）政治、宗教に関する活動を目的とするもの**

**（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げる暴力団その他集団**

**的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる活動と認められると**

**き**

**（４）物品販売や商品ＰＲ等の営利を目的とするもの**

**（５）アルコールを伴う飲食（ただし、会議、研修等での水、お茶等の飲料水、災害時等緊急時**

**の飲食は、この限りではありません。）**

**（６）火気又は危険物の使用を伴うもの**

**（７）運動等による振動や音楽など音を発するもの**

**（８）未成年者のみで使用するもの**

**（９）動物等の搬入を伴うもの（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）**

**（１０）その他使用させることが適当でないと消防長が判断したもの**

**７．庁舎１階平面図（会議室位置図）**



**８．使用に際しての留意事項**

**【拡大図】**

**（１）庁舎内・敷地内は禁煙です。**

**（２）女性用トイレは多目的トイレとなります。**

**（３）ゴミはお持ち帰りください。**

**（４）施設、備品等を破損しないようお**

**願いします。**

**（５）使用時間は厳守してください。**

**（６）使用後は、照明の電源、窓の施錠を確認し、机・椅子等は使用前の状態に戻してください。**

**９．駐車場の使用について**

**（１）車、バイク、自転車は、消防庁舎の北側の駐車場をご使用ください。**

**（２）お体の不自由な方は、来庁者玄関正面の駐車場をご使用ください。**

**（３）駐車台数に限りがありますので、使用申請時にご確認ください。**

**（４）駐車場内で起きたトラブル、事故、破損、盗難等につきましては、一切責任を負いかねま**

**すので、ご了承ください。**

**《問い合わせ》　消防本部　　　電話　８５－９６１１**

**消防署東支署　電話　８３ー９１１９**